

大源太キャニオン青少年旅行村 利用料金減免表

減免割合

利用者の区分 (大源太キャニオン青少年旅行村条例 施行規則による区分)	利用料金の種類			
	入場料	区画使用料	レンタル品 (テント、鍋 等)	販売品 (薪等)
施行規則第4条第1項第1号利用者	50%			0%
施行規則第4条第1項第2号利用者	50%			0%
施行規則第4条第1項第3号利用者	50%			0%
施行規則第4条第1項第4号利用者	50%			0%
施行規則第4条第1項第5号利用者	50%			0%
施行規則第4条第3項利用者	30人以上100人未満 20% 100人以上 30%		0%	0%
施行規則第4条第4項利用者	100%			0%

大源太キャニオン青少年旅行村条例施行規則（抜粋）

（利用料金の減免）

- 第4条 条例第6条第4項の規定により、管理受託者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)で身体障害者手帳その他身体障害者であることを証するものを提示した者
 - (2) 知的障害者に係る療養手帳の交付を受けている者(以下「知的障害者」という。)で療養手帳その他知的障害者であることを証するものを提示した者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「精神障害者」という。)で精神障害者保健福祉手帳その他精神障害者であることを証するものを提示した者
 - (4) 身体障害者のうち身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる2級以上の障害程度を有する者の必要とする満18歳以上の介護人
 - (5) 知的障害者又は精神障害者の必要とする満18歳以上の介護人
 - (6) その他町長が適当と認める者
- 2 同一の身体障害者、知的障害者又は精神障害者について前項第4号又は第5号に該当する介護人が複数あるときは、これらの介護人のうち一人に限り、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 3 30人以上の団体で利用する場合は、その利用料金を減額することができる。
- 4 湯沢町立小学校及び中学校が教育活動の一環として利用する場合は、その利用金額を減額し、又は免除することができる。